

岩手県選挙管理委員会告示第83号

平成19年7月29日執行予定の衆議院岩手県第1区選出議員補欠選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、次のとおり定めた。

平成19年7月6日

岩手県選挙管理委員会
委員長 野村 弘

平成19年7月17日